

第 1 章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 男女共同参画をめぐる国内外の動き

1. 計画策定の趣旨

平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組が、法的根拠に基づいて進められることになり、平成 12 年（2000 年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会形成についての基本理念や、国や市町村、国民の責務が明確にされ、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21 世紀の最重要課題として位置づけられています。

このような流れを受け、御所市においても、平成 13 年（2001 年）3 月に「女と男 変わろう変えよう ごせ未来計画」、平成 27 年（2015 年）3 月に「御所市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組を推進してきました。

策定から 10 年が経過し、社会状況も変化してきました。産後パパ育休制度開始による男性の家庭で過ごす時間の増加や、新型コロナウイルス感染症の流行によるテレワーク等の多様な働き方への対応など、男女問わず家庭で過ごす時間が増えています。一方で、困難な状況下にあった人々がより深刻な状況に陥ってしまうことや、DV 被害の深刻化、女性の家庭生活における負担の増大等も指摘されており、男女共同参画の視点を踏まえた取組のさらなる充実が求められています。

世界の状況としても、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、17 の目標の 1 つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。この 10 年で人々の意識やライフスタイルも変化しつつありますが、性別によって男女の役割を決めてしまう「固定的性別役割分担意識」の解消をはじめ、政策・方針決定過程への男女の平等な参画、男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現など、取り組むべき多くの課題が残されています。

男女共同参画社会とは、個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会のことで、男女共同参画社会の実現は、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

少子高齢化が進み、社会経済情勢の変化や地域社会の変化、人々の生活スタイルや価値観が多様化する中、これらの社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

このたび、御所市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる御所市男女共同参画基本計画の期間が令和 6 年度をもって終了となることに伴い、国や本市の状況、新たな課題も踏まえた「第 2 次御所市男女共同参画基本計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」、「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」、「困難女性支援法」第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

策定にあたっては「御所市第 6 次総合計画」をはじめ、市の関連計画とも整合性を図っていきます。

また、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や奈良県の「第 4 次奈良県男女共同参画計画」の内容も踏まえて策定します。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）の10年間とします。ただし、社会の動きや計画の進捗状況に対応した適切な施策を展開するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
御所市第6次総合計画 （令和3～11年度）					御所市第7次総合計画 （令和12年度～）				
御所市男女共同参画基本計画									

4. 男女共同参画をめぐる国内外の動き

(1) 世界の動き

女性の人権確立と男女平等の取組は、昭和 50 年（1975 年）に国際連合（以下、国連という）が提唱した「国際婦人年」を契機に大きく動き始めました。その年には、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第 1 回世界女性会議）において、「平等・開発・平和」をスローガンとする「世界行動計画」が採択され、昭和 51 年（1976 年）以後 10 年間を「国際婦人の十年」と定め、各国政府に対して女性問題への取組の推進を求めました。

昭和 54 年（1979 年）の第 34 回国連総会では「女性差別撤廃条約」が採択され、女性問題は明確な視点を世界的に得ると同時に、各国が協力連帯していくことを国際的に合意しました。

「国連婦人の 10 年」の最終年である昭和 60 年（1985 年）には、ナイロビで「第 3 回世界女性会議」が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、引き続き取組を進めていくことが決められました。

平成 7 年（1995 年）には北京において「第 4 回世界女性会議」が開催され、21 世紀の女性政策の指針となる「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。「行動綱領」は平成 12 年（2000 年）に向けて世界的に取り組むべき課題である貧困、教育、健康、暴力等 12 の重大問題領域における戦略目標と、各国が取るべき行動を定めています。

平成 12 年（2000 年）には、国連の特別総会として「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、「北京行動綱領」採択後 5 年間の実施状況の検討と評価、男女平等社会を実現するためのさらなる行動を求める「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

平成 17 年（2005 年）には、「第 49 回国連婦人の地位委員会」（通称「北京+10」）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価、見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議され、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

平成 22 年（2010 年）には、第 54 回国連婦人の地位委員会（通称「北京+15」記念会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。また、男女平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関として、UN Women（ユニー・エヌ・ウイメン）を設置することを決める決議が、国連総会において採択されています。

平成 24 年（2012 年）には、ニューヨークで開催された第 56 回国連婦人の地位委員会において、自然災害と女性に関する様々な課題について、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、日本政府が提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。その後、平成 26 年（2014 年）に日本政府より再提出され、防災・復興におけるジェンダー視点の重要性が強調されています。

「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 年を迎えた平成 27 年（2015 年）には、第 59 回国連婦人の地位委員会が「北京+20」として開催されています。25 年を迎えた令和 2 年（2015 年）には第 64 回国連婦人の地位委員会が「北京+25」として開催され、「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」が採択されています。

(2) 国の動き

国では、昭和 50 年（1975 年）、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」を踏まえ、昭和 52 年（1977 年）に、向こう 10 年間の我が国の女性に関する行政の課題及び施策の方向が示された「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60 年（1985 年）には、国籍法の改正、男女雇用機会均等法[※]の制定、高校の家庭科の男女選択必修などが施行、「女性差別撤廃条約」が批准されました。さらに、昭和 62 年（1987 年）には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」が策定されました。

平成6年（1994年）には、推進体制の一層の充実を図るため、男女共同参画室及び諮問機関として総理府に男女共同参画審議会が設置され、同年7月には「男女共同参画推進室本部」が発足されました。男女共同参画審議会は平成8年（1996年）に「男女共同参画ビジョン」の答申を提出し、同年、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、平成12年（2000年）に、男女共同参画社会形成促進に関する施策の基本的な方向や具体的施策を示した「男女共同参画基本計画」が策定されました。

令和2年（2020年）には、これまでの取組を評価、総括した上で「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。「社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」として、①新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、②人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、③人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）、④法律・制度の整備（働き方改革等）、⑤デジタル化社会への対応（Society5.0）、⑥国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、⑦頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）、⑧ジェンダー平等に向けた世界的な潮流が掲げられています。

前計画期間の10年間でも男女共同参画に係る社会情勢や環境の変化が生じており、それに対応して法律の施行や改正が行われています。

（3）奈良県の動き

奈良県では、昭和61年（1986年）に女性の諸活動の拠点となる「奈良県女性センター」が開設され、最初の行動計画である「奈良県婦人行動計画」が策定されました。

その後、行動計画を一部見直した「奈良県女性行動計画修正版」が策定され、平成7年（1995年）には庁内推進体制の強化を図るため、「男女共同参画推進本部」が創設されるなど、男女共同参画施策が積極的に進められてきました。

平成8年（1996年）には、「データにみる奈良県女性の現状－奈良県女性行動計画10カ年のまとめ－」が作成されました。平成9年（1997年）には、国の「男女共同参画2000年プラン」の趣旨に沿って、「なら女性プラン21－奈良県女性行動計画（第二期）」が策定され、奈良県の男女共同参画施策の柱となりました。

平成13年（2001年）には、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、男女平等実現の基盤となる「奈良県男女共同参画推進条例」が公布、施行されました。その後、平成14年（2002年）に「なら男女共同参画プラン21」（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン21改訂版））が策定され、令和3年（2021年）には「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画」（第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画）策定されています。

女性の活躍に関して、平成29年（2017年）に「なら女性活躍推進倶楽部」が設立され、「奈良県女性活躍推進宣言」を行いました。なら女性活躍推進倶楽部は、県内企業・事業所・行政・関係団体等とともに、男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができる職場づくりに向けて、「なら女性就職応援ナビ」や女性の就業応援ジャーナルの発行など様々な取組を実施しています。

（4）御所市の取組

御所市は、水平社運動の発祥の地として、常に人権問題、特に同和問題を市の最重要施策として位置づけ、解決に向けた取組を推進し、平成10年（1998年）には「御所市人権擁護に関する条例」を定めました。

男女の人権尊重への関心が高まる中、平成10年（1998年）4月に、総務部企画課に女性政策係を設置し、生涯学習事業の一環として女性セミナーを開催するなどの取組を進めてきました。また、平成11年（1999年）に策定した『『人権教育のための国連10年』御所市行動計画』においては、女性の社会参画の支援を重要課題のひとつとし、女性の社会参加を推進するための具体的施策の方向を示しました。

平成 11 年（1999 年）7 月には、男女共同参画行動計画の基礎資料を得るために「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」を実施し、9 月には学識経験者や市民で構成する「男女共同参画推進懇話会」を発足させました。懇話会での審議やシンポジウムによる地域住民からの意見聴取などを踏まえ、平成 12 年（2000 年）6 月に「御所市男女共同参画行動計画に向けての提言」を提出し、平成 13 年（2001 年）には、御所市男女共同参画行動計画として「女と男 変わろう変えよう ごせ未来計画」を策定しました。

平成 27 年（2015 年）3 月には、「御所市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」「生理用品の無料配布」「女と男のつどい」の開催などさまざまな取組を推進してきました。令和 6 年（2024 年）に実施した男女共同参画に関する市民・事業所へのアンケート結果を踏まえて、男女共同参画に向けた取組を実施します。

(5) 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	御所市の動き
1945 (昭20)	・ 国際連合成立 (国連憲章採択)	・ 衆議院議員選挙法改正 (婦人参政権実現)		
1946 (昭21)	・ 国連に「婦人の地位委員会」発足	・ 日本国憲法公布 (1947年施行)		
1947 (昭22)		・ 「労働基準法」公布・施行 ・ 民法改正・施行-家制度の廃止-		
1948 (昭23)	・ 「世界人権宣言」採択 (国連総会)			
1967 (昭42)	・ 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 (国連総会)	・ 総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置		
1972 (昭47)	・ 1975 年を国際婦人年とすることを決定 (国連総会)			
1975 (昭50)	・ 「国際婦人年」 ・ 「国際婦人年世界会議」 (第 1 回世界女性会議) 開催 (メキシコシティ) - 「世界行動計画」を選択- ・ 1976 年から 10 年間で「国連婦人の 10 年」と決定	・ 「総理府婦人問題担当室」発足 ・ 「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・ 「教育等育児休業法 (女子教員、看護婦、保母等対象)」公布 (1976 年施行) ・ 「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催		
1976 (昭51)	・ ILO (国際労働機関) に婦人労働問題担当室を設置	・ 民法一部改正・施行-離婚後の氏を選択-	・ 婦人問題に関する窓口を「県民課」とする	
1977 (昭52)		・ 「国内行動計画」決定 ・ 「国内行動計画前期重点目標」発表 ・ 国立婦人教育会館開館	・ 「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」を設置	
1978 (昭53)			・ 「奈良県婦人問題懇談会」を設置 ・ 「婦人問題に関する世論調査」を実施	
1979 (昭54)	・ 「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催 (ニューデリー) ・ 国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択			
1980 (昭55)	・ 「国連婦人の 10 年」中間年世界会議 (第 2 回世界女性会議) 開催 (コペンハーゲン) - 「国際婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択、「女子差別撤廃条約」署名式-	・ 民法一部改正 (1981 年施行) -配偶者の法定相続分引き上げ- ・ 「女子差別撤廃条約」署名	・ 「婦人の地位と福祉の向上をめざして」婦人問題懇談会提言	

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	御所市の動き
1981 (昭56)	・「ILO156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」採択（ILO 総会） ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・婦人相談コーナー開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」開催（総理府と共催）	
1982 (昭57)			・婦人情報コーナー開設	
1983 (昭58)			・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置	
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催（東京）	・「国籍法」「戸籍法」一部改正（1985年施行）-国籍の父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化-	・「婦人問題啓発フェスティバル婦人問題啓発大会」開催 ・「国連婦人の10年」最終年記念「婦人のつどい」及び「婦人の活動展」開催	
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）開催（ナイロビ）-「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択-	・「国民年金法」の改正・施行-女性の年金権確立- ・「男女雇用機会均等法」公布（1986年施行） ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (昭61)			・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定	
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定		
1989 (平元)				
1990 (平2)	・「国連婦人の地位委員会拡大会期」開催（ウィーン） ・国連総会「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択			
1991 (平3)		・「育児休業法」公布（1992年施行） ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施	
1992 (平4)		・「婦人問題担当大臣」設置		
1993 (平5)	・「世界人権会議」開催（ウィーン） ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校で家庭科の男女共修開始 ・「パートタイム労働法」公布・施行	・「奈良県女性行動計画（修正版）」策定 ・「婦人対策課」から「女性政策課」に課名変更 ・「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇話会」に改称	

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	御所市の動き
1994 (平6)	・第4回世界女性会議 エスカップ地域政府間準備会議開催(ジャカルタ) - 「ジャカルタ宣言」採択- ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	・「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施	
1995 (平7)	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議開催(北京) - 「北京宣言」「行動綱領」採択-	・「育児・介護休業法」公布・施行(介護休業に関する部分は1999年施行) ・「ILO156号条約」批准	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらくーならの女性生活史ー」発刊	
1996 (平8)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「データにみる奈良県女性の現状ー奈良県女性行動計画10ヵ年のまとめー」(奈良県女性白書)策定	
1997 (平9)		・「男女雇用機会均等法」改正(1999年施行)	・「なら女性プラン21ー奈良県女性行動計画(第二期)ー」策定	
1998 (平10)				・「御所市人権擁護に関する条例」策定 ・「女性政策係」(総務部企画課)設置
1999 (平11)	・「女性に対する暴力撤廃国際日」設定	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行 - ー農業経営への女性の参画の推進を規定-	・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催(総理府と共催)	・『「人権教育のための国連10年」御所市行動計画」策定 ・「御所市男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施 ・「男女共同参画推進懇話会」発足
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) - 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択-	・「ストーカー規制法」公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画についてのアンケート」実施	・「男女共同参画推進懇話会シンポジウム」開催
2001 (平13)		・「男女共同参画会議」設置 ・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・第1回男女共同参画週間 ・「配偶者暴力防止法」公布・施行 ・「育児・介護休業法」一部改正・施行	・「女性政策課」から「男女共同参画課」に課名変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・「奈良県男女共同参画審議会」設置 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみるならの男女共同参画」作成	・「女と男 変わろう変えよう・ごせ未来計画 喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざして」策定

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	御所市の動き
2002 (平14)		・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設	・「なら男女共同参画プラン 21」（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン 21 改訂版））策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置	
2003 (平15)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女共同参画社会の将来像検討会」開催 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行		
2004 (平16)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者暴力防止法」一部改正・施行 ・「配偶者暴力防止法」に基づく基本方針策定	・「女性の就業環境に関する調査」（新長期ビジョン専門委託調査）実施	
2005 (平17)	・第 49 回国連婦人の地位委員会「北京＋10」開催（ニューヨーク国連本部）	・「育児・介護休業法」改正・施行 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・県女性センター「チャレンジサイトなら」開設	・「御所市男女共同参画推進委員会」設置
2006 (平18)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京）	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正（2007 年施行） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「なら男女 GENKI プラン」（奈良県男共同参画計画（第 2 次））策定	・「2006 年度 女と男のつどい」開催

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	御所市の動き
2007 (平19)	・「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（インド）	・「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」男女共同参画会議決定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」設置 ・「パートタイム労働法」改正（2008年施行） ・「配偶者暴力防止法」改正（2008年施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「2007年度 女と男のつどい」開催
2008 (平20)		・「男女共同参画基本計画（第2次）フォローアップ結果についての意見」男女共同参画会議決定 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 ・「労働基準法」改正（2010年施行）		・「2008年度 女と男のつどい」開催
2009 (平21)	・「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（ソウル）	・「育児・介護休業法」の一部改正（2010年施行、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については一部の規定について2012年施行）	・「女性の就業等意識調査」実施	・「2009年度 女と男のつどい」開催
2010 (平22)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク国連本部）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「2010年度 女と男のつどい」開催
2011 (平23)	・「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（ジェムリアップ） ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足		・「男女共同参画課」から「女性支援課」に課名変更 ・「なら男女 GENKI プラン」の後期5年目目標策定 ・「子育て女性就職相談窓口」設置（奈良労働会館内）	・「2011年度 女と男のつどい」開催

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	御所市の動き
2012 (平24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択（ニューヨーク国連本部）	・『「女性の活促進による経済活性化」行動計画』策定		・「2012年度 女と男のつどい」開催
2013 (平25)	・「第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（北京）	・「配偶者暴力防止法」改正（2014年施行） ・「ストーカー規正法」改正・施行		・「2013年度 女と男のつどい」開催 ・「御所市男女共同参画審議会」設置 ・「御所市人権問題及び男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2014 (平26)	・第58回国連婦人地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる		・「2014年度 女と男のつどい」開催
2015 (平27)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催（ニューヨーク国連本部）			・「2015年度 女と男のつどい」開催
2016 (平28)		・「ストーカー規制法」改正（2017年施行）	・「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」策定 ・「女性支援課」から「女性活躍推進課」に課名変更	・「2016年度 女と男のつどい」開催
2017 (平29)		・「いじめの防止等のための基本的な方針」改定 ・「育児・介護休業法」の改正	・「奈良県女性活躍推進宣言」	・「2017年度 女と男のつどい」開催
2018 (平30)		・「働き方改革関連法」を公布 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		・「2018年度 女と男のつどい」開催
2019 (平31)		・「女性活躍推進法」改正 ・「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」改正	「女性活躍推進に関する意識調査」実施	・「2019年度 女と男のつどい」開催
2020 (令2)	・第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催（ニューヨーク国連本部） ・「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」採択	・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定		

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	御所市の動き
2021 (令3)		・「育児・介護休業法」改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	・「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画（第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画）」策定	
2022 (令4)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布		・「2022年度 女と男のつどい」開催
2023 (令5)		・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」策定		・「2023年度 女と男のつどい」開催
2024 (令6)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」策定 ・奈良県パートナーシップ制度の導入	・「御所市男女共同参画についての市民アンケート調査」「御所市男女共同参画についての事業所アンケート調査」実施 ・「2024年度 女と男のつどい」開催